

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則……………（都市整備局総務部総務課）…一

### 告示

○土地区画整理組合の設立認可……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）…二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…二

○生活保護法による指定医療機関等の辞退……………（福祉保健局生活福祉部保護課）…三

○生活保護法による指定医療機関等の変更、廃止及び休止……………（同）…四

○生活保護法による医療機関等の指定……………（同）…九

○保安林の指定……………（産業労働局農林水産部森林課）…五

○都道（首都高速道路）の区域変更（二件）……………（建設局道路管理部路政課）…五

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…八

○土地区画整理事業の換地処分……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）…一〇

### 規則

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…三〇  
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三〇  
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三〇  
…（産業労働局商工部地域産業振興課）…三〇  
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（同）…三三  
○都市計画事業の施行……………（建設局道路建設部管理課）…三三

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十五年十二月三日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

#### ●東京都規則第百三十五号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則（昭和四十六年東京都規則第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第二十三号中「による許可」の下に、「同条第二項の規定による不許可、同条第三項の規定による条件の付与、規制法第十条第二項の規定による通知」を加え、「同条第二項」を「及び同条第二項」に、「及び」を「並びに」に改め、「準用する」の下に「規制法第八条第二項の規定による不許可、同条第三項の規定による条件の付与、規制法

第十条第二項の規定による通知及び」を加える。

第三十七号中「第十二条」を「第二十一条」に改め、同号へを同号ヲとし、同号ヲの次に次のように加える。

ワ 法第二十二條第二項の規定による認定に関すること  
カ 法第二十三條の規定による認定の取消しに関すること

と。

ヨ 法第二十四條第一項の規定による報告又は検査に関すること。

タ 法第二十五條第二項の規定による認定に関すること。  
レ 法第二十七條第一項の規定による指導及び助言、同条第二項の規定による指示、同条第三項の規定による公表並びに同条第四項の規定による報告又は検査に関すること。

ソ 法附則第三条第一項の規定による報告並びに同条第三項の規定において準用する法第八条第一項の規定による命令、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による耐震診断及び公告、法第九条の規定による公表、法第十二條第一項の規定による指導及び助言、同条第二項の規定による指示、同条第三項の規定による公表並びに法第十三條第一項の規定による報告又は検査に関すること。

第三十七号ホ中「第十一条」を「第二十条」に改め、同号ホを同号ルとし、同号ニ中「第十条」を「第十九条」に改め、同号ニを同号ヌとし、同号ハ中「第九条第一項」を「第十八條第一項」に、「第八条第四項」を「第十七条第四項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同号ハを同号リとし、同号ロ中「第八条第三項」を「第十七条第三項」に、「第八条第八項」を「第十七條第十項」に改め、同号ロを同号チとし、同号イ中「第七条第一項」を「第十五條第一項」に改め、同号イを同号ヘとし、同号への次に次のように加える。

ト 法第十六條第二項の規定による指導及び助言に関すること。

第三十七号への前に次のように加える。

イ 法第七条の規定による報告に関する事。

ロ 法第八条第一項の規定による命令、同条第二項の規定による公表並びに同条第三項の規定による耐震診断及び公告に関する事。

ハ 法第九条の規定による公表に関する事。

ニ 法第十二条第一項の規定による指導及び助言、同条第二項の規定による指示並びに同条第三項の規定による公表に関する事。

ホ 法第十三条第一項の規定による報告又は検査に関する事。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千六百二十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十四条第一項の規定に基づき稲城押立第一土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月三日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 組合の名称

稲城押立第一土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十五年十二月三日から平成二十七年十二月三十一日まで

三 施行地区

稲城市大字押立字上関の一部

四 事務所の所在地

稲城市東長沼二千百十番地一

五 設立認可の年月日

平成二十五年十二月三日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び稲城市役所の掲示場に掲示する。

●東京都告示第千六百二十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

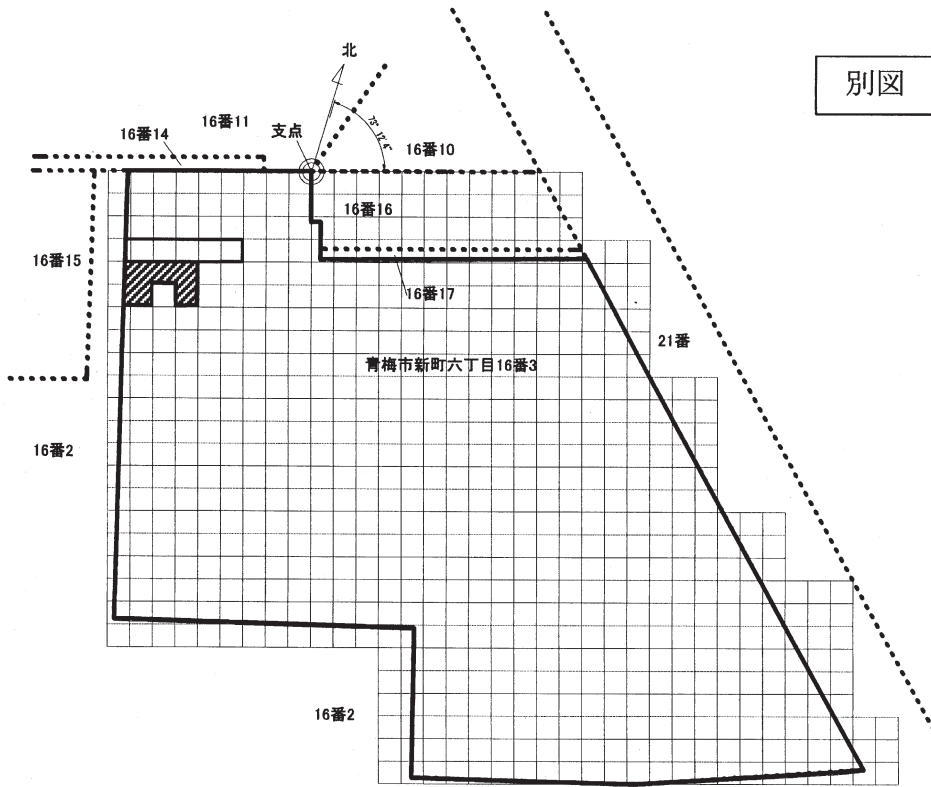
平成二十五年十二月三日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(青梅市新町六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



**【支点】**  
 支点は、青梅市新町六丁目 16 番 3  
 の最北端とする。

凡例	
	調査範囲
	敷地範囲
	単位区画
	筆境界
	形質変更時要届出区域

**【格子の回転角度 (73 度 12 分 4 秒)】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並び  
 にこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、  
 支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第五十一条第一項（法第五十五条において準用する場合を含む。）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定した医療扶助のための医療を担当する機関及び施術を担当する者の指定の辞退があったので、法第五十五条の二第三号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十六条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月三日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

平成25年9月分

1 辞退(医療機関)

番号	医療機関名	医療機関所在地	辞退年月日
1	田園調布さくら歯科クリニック	東京都大田区田園調布2-51-5 松三ビル1階	平成25年9月20日

2 辞退(施術者)

番号	施術者名	施術所名	施術所所在地	辞退年月日
1	鳥谷部 真二	フラワーロード整骨院	東京都江戸川区南小岩6-28-14 ラベンダー杉本ビル1階	平成25年9月1日

●東京都告示第千六百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十条の二(法第五十五条において準用する場合を含む。)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)(第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)(規定により、指定した医療扶助のための医療を担当する機関及び施術を担当する者から、次のとおり変更、廃止及び休止の届出があったので、法第五十五条の二第二号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条の二(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)(の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月三日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

平成25年9月分

## 1 名称変更(医療機関)

番号	旧名称及び所在地	新名称	変更年月日
1	ポブラクリニックみなみ野 東京都八王子市みなみ野5-15-1	みなみ野シテイクリニック	平成25年9月2日
2	セイジョー薬局 八重洲北口店 東京都中央区八重洲2-1 八重洲大 地下街北1号	ココカラファイン薬局 八重洲北口店	平成25年8月1日
3	かすみ薬局 東京都町田市本町田4394-9	さくら薬局 本町田店	平成25年8月1日

## 2 所在地変更(医療機関)

番号	名称及び旧所在地	新所在地	変更年月日
1	よしひさ内科クリニック 東京都杉並区高円寺北3-35-26 ト レスタージ高円寺1階	東京都杉並区高円寺北3-35-26 T's garden高 円寺1階	平成25年8月1日
2	セコム新宿訪問看護ステーション 東京都新宿区若葉2-8 相信若葉ビ ル301号室	東京都新宿区四谷2-8 新一ビル1101	平成14年3月1日
3	セコム新宿訪問看護ステーション 東京都新宿区四谷2-8 新一ビル 1101	東京都新宿区四谷2-8 岡本ビル704	平成24年5月18日
4	訪問看護ステーションベビーノ 東京都新宿区上落合1-27-12 プラ ンドール・イナゲ306	東京都新宿区西新宿7-20-16 新宿ダイカンプラザシ ティールII 601号	平成25年3月1日
5	医療法人社団健友会やまと訪問看護 ステーション 東京都中野区大和町4-10-1	東京都中野区大和町3-3-12	平成24年10月24日
6	ケアプロ訪問看護ステーション東京 東京都中野区中野4-1-1 9階	東京都中野区本町5-47-3 ヒルズフジ102	平成25年2月28日
7	医療法人社団景星会ふくろう訪問看 護ステーション 東京都豊島区北大塚2-11-12 牛山 マンション31号	東京都豊島区北大塚2-7-1 中根ビル6階	平成25年4月1日
8	医療法人社団景星会ふくろう訪問看 護ステーション 東京都豊島区上池袋1-39-18-205	東京都豊島区北大塚2-11-12 牛山マンション31号	平成21年12月3日
9	東京保健生活協同組合公園通り訪問 看護ステーション 東京都練馬区石神井町3-25-4 ダイ アパレス石神井公園204号	東京都練馬区石神井町3-9-8 ガーデンプラザ101号	平成25年3月10日
10	きらら訪問看護ステーション 東京都調布市深大寺元町1-26-6 サンライズ御塔坂203	東京都調布市深大寺元町1-25-1	平成25年7月1日

## 3 所在地変更(施術者)

番号	施術者名	名称及び旧所在地	新所在地	変更年月日
1	南 達也	すまいる整骨院 東京都江戸川区南小岩7-26-18	東京都江戸川区南小岩7-27-10	平成25年8月5日
2	高橋 直樹	城西マッサージ治 療院 東京都杉並区和泉4-40-29	東京都中野区新井2-31-1 中野クリエートビル302	平成25年8月1日

## 4 名称及び所在地変更(医療機関)

番号	旧名称及び旧所在地	新名称及び新所在地	変更年月日
1	医療法人社団南砂シテイデンタルク リニック 東京都江東区南砂6-7-15 ジャスコ 南砂店2階	医療法人社団秀学会南砂シテイ デンタルクリニック 東京都江東区南砂6-7-15 イオン南砂店2階	平成25年7月24日